

愛知県公立大学法人の教員が学長に就任した際に代替のために任期を定めて採用する教員の任期に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、愛知県立大学の学長または愛知県立芸術大学の学長（以下「学長」という。）となった教員の職務をその学長就任期間に限定して代替させるため、任期を定めて採用する教員（以下「学長代替任期付教員」という。）の任期に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項に基づく任期付教員である場合の任期については、教員の任期に関する規則（平成30年愛知県公立大学法人規則第7号）で定める。

(任期)

第2条 学長代替任期付教員の労働契約期間（以下「任期」という。）は、愛知県立大学学長の任期に関する規程または愛知県立芸術大学学長の任期に関する規程で規定される前期の任期の2年目の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）以降において、その始期の属する年度内で設定する。この場合において、年度の途中で採用する場合においても、年度の末日を越えて任期を設定することはできないものとする。

2 学長代替任期付教員は、1年以内の任期を定めて雇い入れ、任期満了の際、学長の後期の任期が満了するまでの範囲内で、1年以内の期間を定めて再任することができる。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和6年6月28日規則第1号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。